

食安輸発第0909002号  
平成17年9月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号にて通知したところですが、今般、輸入時の検査に合格した中国産活アカガイが、都道府県等の収去検査において規制値を超える下痢性貝毒を検出し違反となった事例があったことから、同通知中、二枚貝の下痢性貝毒に係る検査命令について、下記のとおり試験品の検体数等を改めることとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表2を別添のとおり改める。